傍　聴　要　領

民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会
〔令和８年９月２日制定〕

１　検討会での受付及び手続

検討会の傍聴の許可を受けた方は、検討会開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って検討会の会場に入室してください。
（受付開始は検討会開催予定時刻の 30 分前からです。）

２　検討会を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

(1)　会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
(2)　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
(3)　会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
(4)　その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

３　会議の秩序の維持

(1)　会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
(2)　会議を傍聴する方が、２の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。